

住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例を適用する場合

私は、自分の住宅用の家屋（中古住宅）を取得するために、父から現金2,800万円の贈与を受け、父の預金口座から私の預金口座に入金されました。家屋の種類は、省エネ等住宅（「令和4年分贈与税の申告のしかた」の58ページ参照）以外の住宅であり、令和4年中に引渡しを受けて居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税^(注)を適用し、相続時精算課税を選択します。父は60歳未満であるため、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。

(注) 特例の概要については、「令和4年分贈与税の申告のしかた」の58ページ及び59ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については、「令和4年分贈与税の申告のしかた」の43ページ及び44ページの㉠-1と47ページ及び48ページの㉡-1を参照してください。

名古屋北 税務署長
5年2月18日提出

令和04年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書)

修正

FD4751

提出用 税務署長 受付印 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5	住所 〒xxxx-xxxx (電話 xxx-xxx-xxxx) 名古屋市北区〇〇丁目×番×号	整理番号 名簿	名簿
フリガナ ナゴヤイチロウ	補完	申告書提出 年月日	財産 細目 コード
氏名 名古屋 一郎	氏名	短期 処理 年月日	事項 確認 回数 修正 枚数
個人番号 又は 法人番号	個人番号 又は 法人番号	訂正 発行 年月日	訂正 枚数
生年月日 4020101	職業 会社員	死亡年月日	

第一表 (令和4年分以降用)
(住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一併に提出してください。)

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

申告書第二表の26から転記します。

申告書第二表の34から転記します。

i 特例贈与と財産分	取得した財産の明細 住所 氏名 取得年月日 権利関係 取得した財産の明細 住所 氏名 取得年月日 権利関係 過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
ii 一般贈与と財産分	取得した財産の明細 住所 氏名 取得年月日 権利関係 取得した財産の明細 住所 氏名 取得年月日 権利関係 過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)		円	円	円
暦年課税分 (③の控除後の課税価格)		円	円	円
基礎控除額		円	円	円
⑤の控除後の課税価格		円	円	円
⑥に対する税額		円	円	円
外国税額の控除額		円	円	円
医療法人持分税額控除額		円	円	円
差引税額		円	円	円
相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑫の金額の合計額)		円	円	円
相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑬の金額の合計額)		円	円	円
課税価格の合計額 (①+②+⑪)		円	円	円
差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)		円	円	円
農地等納税猶予税額		円	円	円
株式等納税猶予税額		円	円	円
特例株式等納税猶予税額		円	円	円
医療法人持分納税猶予税額		円	円	円
事業用資産納税猶予税額		円	円	円
申告期限までに納付すべき税額 (⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)		円	円	円
申告書で修正前の申告書に納付すべき税額		円	円	円
申告書で修正前の申告書の差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 (⑳+㉑)		円	円	円
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉒+㉓)		円	円	円

暦年課税の計算方法については、申告書第一表の裏面をご確認ください。

合計欄

(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号
税理士法書提出
30条 33条の2
通信日付印
確認

税務署整理欄 (記入しないでください。)
義務的修正期限 ()年()月()日
(注5-10-1-1-A4様) (注4-13)

令和4年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

修正 F D 4 7 4 8

提出用

務税付印		受贈者の氏名	名古屋 一郎
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
提出用 住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの欄はフリガナを半角カタカナで記入してください。姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所 名古屋市北区〇〇丁目×番×号	名古屋市北区×丁目×番×号 □□銀行△△支店	令和04年06月06日 28000000
フリガナ ナコヤゴロウ	氏名 名古屋 吾郎	続柄 1 ← 父 2 母 3 祖父 4 祖母 5 上記以外 6 空欄の場合に記入します。	令和 年 月 日
生年月日 3390305	明治1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	35 28000000
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの欄はフリガナを半角カタカナで記入してください。姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	令和 年 月 日
住所			
フリガナ	氏名	続柄	令和 年 月 日
生年月日	明治1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	36
住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)(注2)	37	50000000	
贈与者別の非課税の適用	38	50000000	
39			
40	50000000		
41	23000000		
42			
不動産番号等の明細	新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。	不動産番号 〇〇〇〇〇××××☆☆☆☆	
土地建物	名古屋市北区〇〇丁目×番	土地建物	
土地建物	名古屋市北区〇〇丁目×番地(家屋番号□番□)	土地建物	

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額は「令和4年分贈与税の申告のしかた」の58ページを参照してください。

申告書第二表の財産の価額に転記します。

種別、所在及び地番(家屋番号)又は不動産番号を記入することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます。「令和4年分贈与税の申告のしかた」の44ページの「添付書類一覧(A-1)」の「No.7・8・9」の①(注3)及び48ページの「添付書類一覧(B-1)」の「No.5・6・7」の①(注3)参照。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 5・2・18 提出した税務署 名古屋北 税務署

- (注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和4年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)
- (注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。
- (注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等に対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄 整理番号 名簿 確認

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(令4.12)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。
 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第一表の二（「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人のみ）及び第二表に加えて、「
- 申告書第二表は、特定贈与者（令和4年分贈与税の申告のしかたの2ページの2（注2）参照）ごとに作成します。

令和 04 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書） 修正 FD4737

提出用

受贈者の氏名 名古屋 一郎

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 （単位：円）

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日			
			数量	単価	固定資産税評価額	倍数
現金・預貯金等	現金・預貯金等	普通預金（住宅取得等資金）	令和04年	06月	06日	
申告書第一表の二のとおり			2	3	0	0
			円	円	倍	

左の欄に記入してください。
○フリガナの濁点（・）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。

住所 名古屋 吾郎

フリガナ ナゴヤゴロウ

氏名 名古屋 吾郎

続柄 父 1、 母 2、 祖父 3、 祖母 4、 ①～④以外 5

生年月日 明治 昭 平

第一表（令和4年分以降用）
 （第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

課税	計算	分
財産の価額の合計額（課税価格）	②6	23000000
特別控除額の計算	②7	0
特別控除額の残額（2,500万円－②7）	②8	25000000
特別控除額（②6の金額と②8の金額のいずれか低い金額）	②9	23000000
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－②7－②9）	③0	20000000
②9の控除後の課税価格（②6－②9）【1,000円未満切捨て】	③1	000
③1に対する税額（③1×20%）	③2	00
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	③3	
差引税額（③2－③3）	③4	0

申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
署	平成 令和 年分	
署	平成 令和 年分	
署	平成 令和 年分	
署	平成 令和 年分	

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

*	税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号	確認
---	--------	------	----	------	----

* 欄には記入しないでください。

（資5-10-2-1-A4統一）（令4.12）

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

申告書第一表の二の④から転記します。

申告書第一表の①に転記します。

申告書第一表の⑫に転記します。

相続時精算課税選択届出書

(令和2年分以降用)

令和5年2月18日

名古屋北 税務署長

受贈者	住所 又は 居所	〒xxx-xxxx 電話(xxx - xxx - xxxxx) 名古屋市北区〇〇丁目×番×号
	フリガナ	ナゴヤ イチロウ
	氏名 (生年月日)	名古屋 一郎 (大・昭・平) 2年1月1日
	特定贈与者との続柄	長男

私は、下記の特定贈与者から令和4年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	名古屋市北区〇〇丁目×番×号
フリガナ	ナゴヤ ゴロウ
氏名	名古屋 吾郎
生年月日	明・大・昭・平 39年3月5日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の書類が必要となります。

なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

(1) 受贈者の氏名、生年月日

(2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士

電話番号

※ 税務署整理欄

届出番号

—

名簿

確認

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(令4.12)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

令和4年中に特定贈与者(「令和4年分贈与税の申告のしかた」の2ページの2(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。